

広報うだ巻頭特集制作業務委託仕様書

1. 業務内容

- ①業務名 広報うだ巻頭特集制作業務委託
- ②業務期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- ③業務内容 (a)巻頭特集ページ制作(4ページ)
掲載内容企画、取材、撮影、ライティング、紙面作成業務
※取材、撮影等は担当課との日程調整も行っていただきます。
- ④発行回数 12回(毎月1回1日発行)

2. 資格

- ①近年(概ね3年以内)に、自治体関連広報紙の受注実績があること。
- ②近年(概ね3年以内)に、自治体関連広報紙の企画・取材・撮影・ライティング・紙面作成・印刷製本業務の受注実績があること。
- ③当市の使用するDTPシステム(下記)に対応可能なシステムが設備されていること。
- ④広報紙の納入及びデータ交換等が迅速に履行できること。
- ⑤JAGAT認証DTPエキスパートの資格者を1名以上置き、常時連絡がとれる体制であること。
- ⑥自社内にカメラマン(撮影実績のあるスタッフ)が在籍し、日程的に柔軟な撮影対応ができること。

【広報編集用パソコン・ソフト等】

編集ソフト：Windows版 Adobe Creative Suite6 Design Standard for win

(InDesignCS6、PhotoshopCS6、IllustratorCS6等の入ったパッケージ)

使用フォント：Windows標準フォント

モリサワフォント Select Pack5

3. 業務の再委託について

- ①次の各号に掲げるものについて、受託者はこれを再委託することはできない。
 - (a)委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (b)広報紙の企画編集業務
- ②受託者は、コピー、ワープロ、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

4. その他

①打合せ等の実施場所打合せ等の実施場所

本業務を実施するにあたり、打合せ等を要する場合は、原則、宇陀市役所（奈良県宇陀市榛原下井足 17-3）において実施する。

②著作権等の帰属

本業務に関して制作したデザイン、撮影した写真等の使用权及び著作権は発注者に帰属し、また、二次利用を含め、発注者が編集・加工して利用することを妨げないものとする。

③仕様の変更

上記仕様を変更する場合、その都度、双方協議のうえ決定する。

④契約書や仕様書に定めのない事項

その都度、双方協議のうえ定める。

⑤仕様書の疑義

契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、当市の解釈に従うこと。

⑥注意事項

この契約については市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和 5 年 4 月 1 日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかったときは、このプロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。